

第12 住宅等に係る防火性能向上策（本論はすべて◆）

1 目的

建物火災の多くが一戸建て住宅、共同住宅等から発生していること及び今後急速に進展する高齢社会において、在宅高齢者等の火災による死者の増加が憂慮されることに鑑み、住宅、共同住宅等の防火性能の向上を図る。

2 対象

次に掲げるもの（以下「住宅等」という。）とする。

- (1) 一戸建て住宅
- (2) 併用住宅〔住宅の用途以外の用途に供する部分を有するもの〕（住戸の部分に限る。）
- (3) 長屋
- (4) 共同住宅（住戸の部分に限る。）

3 対策項目

関係法令に基づき同様の対策が義務となるものを除き、次の事項について情報提供等することとする。

(1) 初期消火対策

ア 次に掲げる住宅用防災機器等について情報提供すること。（住宅火災の初期消火に有効な「住宅用消火器」又は「消火器」を努めて設置することが望ましい。）

(イ) 消火器等

a 住宅用消火器

「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和39年自治省令第27号。以下「消火器省令」という。）第1条の2第2号に規定するもの

b エアゾール式簡易消火具

「エアゾール式簡易消火具の技術上の規格を定める省令」（平成25年3月27日総務省令第26号）に適合するもの

c 消火器

消火器省令第1条の2第1号に規定するもの（住宅用消火器を除く。）

(ロ) 自動消火装置等

a 住宅用自動消火装置

「住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について」（平成6年3月9日消防予第53号消防庁予防課長通知）別添「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」及び「住宅用フードファン付きレンジ用自動消火装置について」（平成2年7月12日消防予第96号消防庁予防課長通知）別添「住宅用フードファン付きレンジ用自動消火装置の技術基準」に適合するもの

b 住宅用スプリンクラー設備

「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて」（平成3年3月25日消防予第53号消防庁予防課長通知）別添に定める技術ガイドラインに適合するもの

c 固定型消火機器

「住宅用防災機器等推奨制度の対象品目の追加等について」（平成4年1月28日消防予第12号消防庁予防課長通知）別紙1に定める技術ガイドラインに適合するもの

d 天ぷら油消火用簡易装置

「住宅用防災機器等推奨制度の対象品目の追加等について」（平成4年1月28日消防予第12号消防庁予防課長通知）別紙2に定める技術ガイドラインに適合するもの

イ 前アの住宅用防災機器等を設置する場合は、次のとおりとすること。

(イ) 消火器等

前ア、(イ)の設置場所は、台所、寝室、廊下、階段、玄関等で、初期消火及び維持管理の行いやすい位置とすること。

(ロ) 自動消火装置等

- a 前ア、(イ) (a〔住宅用フードファン付きレンジ用自動消火装置〕及びdを除く。)の設置場所は、住宅等の各室とすること。ただし、これによりがたい場合は、出火危険の高い台所、寝室を優先すること。
 - b 前ア、(イ)、a〔住宅用フードファン付きレンジ用自動消火装置〕及びdの設置場所は、台所とすること。
- (2) 避難安全対策
- ア 各階の階段又は階段に通じる廊下と室の部分の間は、火災時の接炎により直ちに炎が貫通するおそれのない間仕切壁又は戸（令和元年国土交通省告示第194号第4第1号イ(9)の区画と同程度の防火性能を有するもの。）で区画することが望ましい。
 - イ 2階以上の居室（長屋、共同住宅にあっては、各住戸内の居室）のうち1以上に、道路又は道路に通ずる幅員1m以上の通路に面して、避難上有効なバルコニー又は器具等（努めて避難はしご）を設けることが望ましい。
 - ウ 階段の下に押入れ・倉庫等の収納部分を設ける場合には、階段の段裏部分を厚さ12mm以上の石膏ボード等により被覆することが望ましい。
- (3) 延焼拡大防止対策
- ア 次に掲げる住宅用防災機器等について情報提供すること。（高齢者については、迅速な消火・避難に困難を要することが多いことから、特に高齢者宅においては、第2章第2節第12「防災製品等」、1. (1)と同様に住宅火災の着火物別死者数で最も多い「寝具類」及び「衣服類」を努めて防災製品のものとする）ことが望ましい。）
 - (7) 防災製品
 - a 寝具類
 - 「寝具類等の防災表示物品の使用について」（昭和49年6月25日消防安第65号消防庁安全救急課長通知）に規定する「防災製品の性能試験基準」に適合するもの
 - b 衣服類
 - 「防災製品の品目の追加について」（昭和61年9月19日消防予第129号消防庁予防救急課長通知）に規定する「防災製品の性能試験基準」に適合するもの
 - (4) 防災物品
 - a カーテン・布製ブラインド
 - 政令第4条の3第4項及び第5項に定める防災性能の基準に適合するもの
 - b じゅうたん等
 - 政令第4条の3第4項及び第5項に定める防災性能の基準に適合するもの
 - イ 建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分にある開口部には、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備を設けることが望ましい。
 - ウ 室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げは、難燃材料とすることが望ましい。
 - エ 建築物の一部に住宅の用途以外の用途に供する部分（車庫、店舗等）を有する場合には、住宅の用途以外の用途に供する部分と住宅の用途に供する部分とを準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸（建基法第2条第9号の2ロに規定する防火設備であるものに限る。）で区画することが望ましい。
- (4) 出火防止対策
- ア 次に掲げるこんろ、ストーブ等の安全装置について情報提供すること。
 - (7) 立ち消え安全装置
 - (4) 天ぷら油過熱防止センサー
 - (7) グリル水切りセンサー
 - (5) 消し忘れタイマー
 - (4) 対震自動消火装置
 - (4) 転倒自動消火装置
 - イ グリル付ガスこんろ及びグリドル付ガスこんろについては、次のことを指導すること。
 - (7) ガスを点火したままでその場を離れない。
 - (4) 水入れ皿があるものは、水入れ皿に水を入れて使用する。
 - (7) こんろの周囲は常に整理・整頓する。
 - (5) グリルの水入れ皿及び網並びにグリドルのプレートは、使用の都度、清掃する。
- (5) 震災対策

ア 配線器具は、感震安全装置を有するものとするのが望ましい。

イ 家具類は、転倒落下防止止金具等で固定するのが望ましい。

(6) その他

指導・情報提供については、長寿社会対応住宅工事に係る融資制度〔住宅金融支援機構〕、住宅性能表示制度〔国土交通省住宅局住宅生産課〕等の活用に配慮すること。